

今号の紙面から

- ふたご家庭支援事業  
ご活用ください ..... 2面
- お子さんの予防接種に関する  
お知らせ ..... 3面
- マイナンバーカード  
受け取り専用窓口を開設 ..... 4面
- 市からのお知らせ ..... 11面から
- 大沢の里水車「しんぐるま」の  
水輪再生にご支援を ..... 12面

吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせるために

テーマは  
思いやりと共存

# 三鷹市受動喫煙防止条例を 制定しました



自分の意思とは関係なくたばこの煙にさらされる「受動喫煙」による健康への悪影響を防ぐため、市では独自に「三鷹市受動喫煙防止条例」を制定しました。

喫煙する人とならない人の共存を図りながら、誰もが健康に暮らせる“安全で快適な生活環境”の確保を推進していきます。

※ 同条例の全文は、市ホームページでご覧いただけます。 **問** 環境政策課 ☎内線2525



## 三鷹市受動喫煙防止条例のポイント

今年4月1日に施行された国の「改正健康増進法」と都の「東京都受動喫煙防止条例」では、主に屋内での受動喫煙を防止することが定められています。

今回制定した市の条例ではさらに、路上や公園などを含む**屋外での受動喫煙防止**と、健康への影響が大きい**子どもの受動喫煙防止**を一層推進することを目指した規制を付加し、**令和3年4月1日に施行**します。

### 新たに**喫煙禁止**となる場所

- 市の施設などの敷地内屋外と、施設に隣接する路上
- 市が管理する公園・児童遊園・広場・緑地と、隣接する路上
- 市内の小・中学校、高校と市の児童福祉施設の敷地内屋外と、隣接する路上

### 一層の**受動喫煙防止**が求められる場所

次の場所は喫煙禁止ではありませんが、受動喫煙の防止に一層の配慮や意識向上が求められます。

- 小・中学校、高校の通学路
- 三鷹駅前の「喫煙マナーアップ区域」(右記)

## よくある質問と回答



**Q.** たばこを吸う人はどうすればいいの？

**A.** たばこを吸う際はこれまで以上に周囲の状況に配慮しましょう。市では、喫煙マナーアップ区域に受動喫煙防止対策を講じた「特定喫煙所」を配置するなど、適切な対策を行います。



**Q.** 加熱式たばこの取り扱いは？

**A.** 加熱式たばこについては厚生労働省の知見に基づき、現時点では紙巻きたばこと同様に規制対象とします。



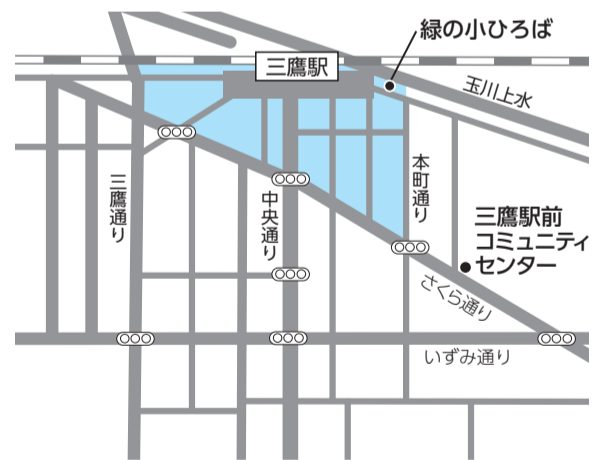
**Q.** 最初から市域全体を喫煙マナーアップ区域にすれば？

**A.** まずは三鷹駅南口の喫煙マナーアップ区域で喫煙者のマナーを見極め、成果が見られない場合は喫煙マナーアップ区域の拡大や喫煙禁止区域の指定も含め今後の対応を検討します。



## 三鷹駅前を「喫煙マナーアップ区域」に指定します

条例の施行に伴い、まずは人の往来が多い三鷹駅南口の駅前の一部を「喫煙マナーアップ区域」(下図)に指定し、受動喫煙の防止をより一層推進します。条例施行後は、区域内を「路上等受動喫煙防止指導員」が巡回し、声掛けと喫煙所の案内をします。また、7月下旬に撤去した開放型の駅前デッキ喫煙所に代わり、受動喫煙対策を講じた閉鎖型の公衆喫煙所を、令和3年1月に駅前の「緑の小ひろば」に設置します。



喫煙マナーアップ区域

## 説明会を開催します

同条例と閉鎖型公衆喫煙所の設置に関する説明会です。

- 日** 10月11日(日)午前11時～正午、午後2時～3時、16日(金)午前11時～正午、午後2時～3時、7時～8時
- 人** 各回20人
- 所** 三鷹駅前コミュニティセンター(上記地図参照)
- 申** 必要事項(11面参照)を同課☎内線2525・✉ [kankyo@city.mitaka.lg.jp](mailto:kankyo@city.mitaka.lg.jp)へ(先着制)